

令和 7 年度 能生川鮭釣獲調査 調査員募集要項

能生川鮭有効利用調査委員会

令和 7 年 8 月 26 日制定

令和 7 年 10 月 20 日追記

能生川鮭釣獲調査（通称：能生川サーモンフィッシング）に関する調査員の募集及び調査方法について本要項に定める。調査員に選任された者は、本要項に記載されている事項を遵守しなければならない。

- 1 調査期間 令和 7 年 11 月 10 日～11 月 30 日（21 日間）
- 2 募集人数 1 日最大 30 人まで、調査期間延べ人数最大 630 人
- 3 調査場所 調査区間は能生大橋～北陸道能生川橋の約 1,300m の間（別紙参照）
- 4 対象魚種 サケ（調査活動であり、釣れるとは限らないことを予め了承ください）
- 5 調査時間 8 時～15 時
- 6 調査項目 釣獲尾数とそれぞれの雌雄・尾叉長
雌鮭は回収した採捕監視員が計測する。雄鮭をリリースする場合は、調査員が現場で計測して記録する。リリースしない雄鮭（持ち帰る雄鮭含む）は、調査終了後に事務所で計測すること。
- 7 募集期間 9 月 10 日（水）12 時 00 分 ～ 10 月 3 日（金）24 時 00 分
- 8 募集方法 指定 URL の Google フォームからの応募とする。応募人数が受入制限を超えた期日については抽選を行う。応募者には、受入可否と受入期日を 10 月 8 日（水）17 時 00 分までに登録メールに返信する。なお、調査員の最終決定は 10 月 17 日（金）までの当組合指定口座への申込金 2,000 円（税込・手数料調査員負担）の振込確認によって行う。

<応募 URL>

https://docs.google.com/forms/d/1UDaHh12WFriaYE6wMB-5UKbGB-zT3-xzt9ZTkEyLZJc/viewform?edit_requested=true

- 9 参加費 1日当たり 6,000 円（税込）
※ 事前の申込金 2,000 円(税込)と参加当日の支払金 4,000 円（税込）の総額です。申込金には、県への特別採捕許可申請手数料と能生川鮭増殖協力金が含まれます。荒天等で調査中止となった場合でも申込金は返金せず、鮭増殖費用として活用させていただきます。
※ 参加当日の支払は、現金のみの取り扱いです。
- 10 釣獲方法 ルアー・フライ・餌釣りとし、全てシングルフックとする（ルアーで複数のフックホルダーがある場合は、それぞれがシングルフックであること）。ドロPPERやカケ針等の枝針仕掛けは禁止とする。同時に使用できる竿数は1本とする。
- 11 現場運営 採捕指導員：受付業務、調査員への釣獲調査の意義・ルールやマナー・安全対策等の説明、緊急時対応（毎日1人配置）
採捕監視員：調査範囲の巡回パトロールと雌鮭の回収を行う。必要に応じて調査員に各種情報提供を行う（毎日2人配置）
- 12 雌鮭回収 釣れた雌鮭は、雌鮭ネットに入れて河原脇の水に中で生かしておき、速やかに採捕指導員に電話し、採捕監視員に回収要請をする。雌鮭のリリースは禁止する。
- 13 持ち帰り 調査員1名につき1日雄鮭2尾まで持ち帰ることができる。なお、持ち帰る雄鮭含め、調査終了後にリリースしなかった雄鮭は全て事務所での計測を受けること。
- 14 駐車場 以下の3箇所とする。
①能生大橋西詰 ②事務所脇 ③桜木公園脇
他の車の通行の妨げにならないように注意して駐車すること。
- 15 トイレ 以下の3箇所とする。
①事務所外 ②鱗橋西詰公衆トイレ ③平成児童公園トイレ（能生 9457）
後に使用する人のことを考え、清潔に保つこと。
- 16 安全対策 受付後のミーティングで危険箇所や河川状況等を十分に説明する。悪天候や河川の増水等により調査の安全性が確保できない場合は、当日現場において採捕指導員と採捕監視員が協議して調査中止を決定する。調査員は、当委員会の中止判断に従わなければならない。（別紙「能生川鮭釣獲調査 中止基準」参照）

- 17 調査日程
- 7 時 30 分 調査員は、能生内水面漁業協同組合事務所（糸魚川市大字能生 801）に集合。受付、参加費 4,000 円（税込）の支払い。従事者証・駐車許可証・雌鮭ネット・調査報告用紙の受取。
- 7 時 40 分 採捕指導員からの各種説明（ミーティング）。
- 8 時 00 分 釣場へ散開、調査開始。採捕監視員巡回パトロール開始。
- 15 時 00 分 調査終了。15 時 30 分までに事務所に帰り、従事者証・駐車許可証・雌鮭ネットの返却と調査報告書の提出をする。また、持ち帰らない雄鮭の供出をする。

- 18 その他
- (1) 調査員は従事者証を携帯する。
 - (2) 受付後に河川状況や規則確認等のミーティングを実施するので、グループ参加であっても調査員は全員必ず参加して採捕指導員の指示に従う。
 - (3) 自己の安全管理に努める。ライフジャケットの着用を義務付ける。
 - (4) ゴミは各自持ち帰る。使用したトイレは清潔に保つ。
 - (5) 工事現場や農地等に立ち入らず、河川周辺環境を損傷しない。
 - (6) 河川管理施設を破損しないように注意し、破損した場合には河川管理者の指示に従い原型復旧をする。
 - (7) サクラマスが釣れた場合は速やかに放流する（サクラマスの持ち帰りは密漁）。
 - (8) 釣り下がりの基本とし、調査員同士釣り場を譲り合って釣獲を行う。
 - (9) 調査員は本要項の記載事項を遵守し、地区住民からの苦情や調査員同士のトラブル、自身の怪我等のないように努める。

※以下、令和 7 年 10 月 20 日の追記事項

- (10) 受付時の駐車場は、①能生大橋西詰と②事務所脇のみとする。調査員は誘導員の指示に従うこと。
- (11) 受付時に、別紙「誓約書」に署名すること。署名しない調査員は調査できない。
- (12) ミーティング時に配付する別紙「駐車証」をダッシュボードに置いておくこと。（駐車証に記載されている遵守事項を守ること）
- (13) 受付後の抽選によって釣場へ向かう移動の順番を決める。受付前の場所取り（テントやロープを張る、物を置く、調査員以外の人を置く等）はしてはならない。
- (14) 釣場へのクーラーボックス（餌用の小サイズは可）や内容物が確認できない袋等の容器の持ち込みを禁止する。もし、鮭が入っていることが疑われる容器があった際は、採捕指導員及び採捕監視員の求めに応じて開封して内容物を見せなければならない。雄鮭の車や事務所までの運搬には雌鮭ネットを活用しても良い。
- (15) 本要項に定めたルール違反が認められた場合、その調査員の釣獲調査をその時点で中止する。



図 釣獲調査範囲とトイレ・駐車場の位置の概念図